

## 6

## 「平等」と「公平」は違うの？

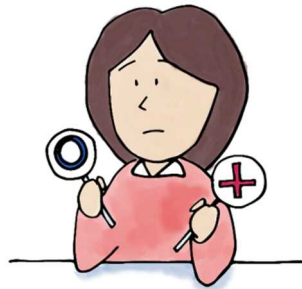
日本国憲法第14条では「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とあるように、すべての人は一人の人間として人権が尊重され、権利において平等に扱われなければなりません。しかし、何を「平等」にするのかをよく考えなければ、少数者や弱い立場の人たちに不利益や不平等が生じてしまう場合があります。平等と公平の違いや、公正・公平な見方や配慮について考えてみましょう。

● 次の事例について、公平か、不公平か、どちらとも言えないか、考えてみましょう。また、そう考えた理由も考えましょう。

① 電車で女性専用車両が設置されている。

② 企業に対して、障害者を採用する割合が定められている。

③ 公共交通機関で、高齢者などに対して優先座席が設けられている。



④ 試験の際に、視覚や聴覚等の障害の程度に応じて、タブレットPCなどのICT機器の使用が認められている。

☑ 考える視点(チェックポイント)

- その措置の目的は何か。合理的な目的であるか。
- その措置は、目的達成のために適切なものであるか。
- その措置によって得られる効果や利益と、措置にともなう不利益とのバランスは考慮されているか。

ポジティブアクション／アファーマティブ・アクション(積極的改善措置、積極的格差是正措置)について  
 これまで社会的・構造的差別によって不利益を被ってきた女性や障害者、人種的マイノリティなどに対して、一定の範囲で特別の機会を提供し、積極的に格差を改善する暫定的な措置のことをいいます。一方で、措置の対象とならなかった人たちから「逆に自分たちが差別されているようなものだ(逆差別)」という批判や指摘が出てくることもあるため、平等観や特別措置の必要性・有効性についての議論が大切です。

(参考:内閣府男女共同参画局ホームページ、『多様性の学級づくり 人権教育アクティビティ集』(森実ほか編著、解放出版社))